

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2009-75813

(P2009-75813A)

(43) 公開日 平成21年4月9日(2009.4.9)

(51) Int.Cl.		F I	テーマコード (参考)
G06Q 30/00	(2006.01)	G06F 17/60	3 2 4
G06Q 40/00	(2006.01)	G06F 17/60	2 3 4 S

審査請求 未請求 請求項の数 6 O L (全 14 頁)

(21) 出願番号	特願2007-243483 (P2007-243483)	(71) 出願人	592166621
(22) 出願日	平成19年9月20日 (2007. 9. 20)		外越 久雄
			東京都世田谷区北烏山5-6-1
		(72) 発明者	外越 久雄
			東京都世田谷区北烏山5-6-1

(54) 【発明の名称】 特典供与付代金決済システムならびに当該システムで使用する特典供与付振込用紙

(57) 【要約】

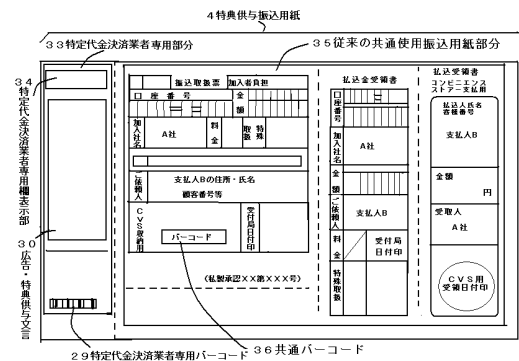
【課題】

電子的処理により、物品等の販売者、物品等の購入者すなわち支払人、購入代金の代金支払取扱業者の三者が同時にメリットを享受できる、特典供与付代金決済システムならびに当該システムで使用する特典供与付振込用紙

【解決手段】

WEB上の電子的手段による支払方法選択画面においてもしくは電話等での支払方法の選択要請時に、特定の代金支払業者を選択すりようによ請した広告・特典供与文言が表示され、もしくは口頭で要請することにより、
 (1) 販売者は当該特定代金決済業者からの謝礼の受領
 (2) 当該特定代金決済業者は当該販売者の販売代金の決済取扱手数料の増加と、当該特定代金決済業者自身の物品等の売上げの増加
 (3) 支払人は、当該特定代金決済業者を選択することにより特典を享受する、という関係者全員がメリットを享受できる方法をシステム化しておく。

【選択図】 図7



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

物品もしくは情報もしくはサービス等（以後「物品等」という）の発注（購入）がWEB上でおこなわれ、当該購入代金の支払に際して、（イ）代金引換（以後「代引き」という）、（ロ）振込、（ハ）クレジットカード（以後「カード払い」という）等の支払方法が販売者によってWEB画面上に提示され、支払方法を選択すると当該支払方法に対応した代金支払取扱業者が提示される購入代金支払方法と当該各支払方法における当該代金支払取扱業者の選択を支払者に求めるWEB画面において、

（1）当該各支払方法ごとに当該販売者と特別に提携した支払取扱業者である特定代金決済業者を選択するように要請した広告・特典供与文言が表示され、

（2）もしくは、当該販売者の提示する販売方法のうち、当該支払者が特定の支払方法を選択した後に表示される当該代金支払業者に中から当該特定代金決済業者を選択するように要請した広告・特典供与文言が表示され、

（3）当該支払人による当該特定代金決済業者の選択がおこなわれ、当該支払人による当該特定代金決済業者を介した支払がコンピューター等を介した電子的方法でおこなわれた際には、

（4）当該特定代金決済業者からの当該特典が、当該支払人に対して当該特定代金決済業者のバーコード等の電子的情報処理手段（以後「バーコード」という）での電子的処理後に直接、もしくは当該支払人の携帯端末もしくは当該支払人のコンピューターへ供与され

（5）当該特定代金決済業者から当該販売者に対して、謝礼が当該特定代金決済業者のコンピューター経由で当該販売者のコンピューターを経由してもしくは銀行振込等により支払われる、

ことを特徴とする、特典供与付代金決済システム。

【請求項 2】

前記物品等の発注が前記販売者に対して電話等の従来の方法（以後単に電話等という）でおこなわれ、前記支払方法と前記代金支払業者の選択が前記支払人に対して電話等で要請される場合において、

（1）当該各支払方法ごとに前記特定代金決済業者を選択するように要請した広告・特典供与文言が口頭で当該支払人へ伝達され、

（2）もしくは、当該販売者の提示する販売方法のうち、当該支払者が特定の支払方法を選択した後に当該特定代金決済業者を選択するように要請した広告・特典供与文言が口頭で当該支払人へ伝達され、

（3）当該支払人の当該特定代金決済業者の選択の入力（処理）が当該販売者のコンピューター等を介して当該販売者によっておこなわれ、当該特定代金決済業者を介した支払がおこなわれた際には、

（4）当該特定代金決済業者からの当該特典が、当該支払人に対して当該特定代金決済業者のバーコード等の電子的情報処理手段（以後「バーコード」という）での電子的処理後に直接、もしくは当該支払人の携帯端末もしくは当該支払人のコンピューターへ供与され

（5）当該特定代金決済業者から当該販売者に対して、謝礼が当該特定代金決済業者のコンピューター経由で当該販売者のコンピューターを経由してもしくは銀行振込等により支払われる、

ことを特徴とする、特典供与付代金決済システム。

【請求項 3】

前記支払方法に関しWEB上での、もしくは口頭での選択において、振込が選択されたものの前記WEB上での処理では完結せず、もしくは前記支払人の口頭での選択と前記販売者のコンピューター等を介した電子的方法での処理では完結せず、振込用紙（以後「従来の共通使用振込用紙」という）を前記支払人へ送付することにより支払がおこなわれることが選択された場合には、

（1）当該従来の共通使用振込用紙の適宜な場所に、前記特定代金決済業者の広告・特典供与文言と供与される特典の処理のための当該特定代金決済業者専用のコンピューター処

10

20

30

40

50

理のためのバーコード等の電子的情報処理手段（以後「バーコード」という）が印刷もしくは印字もしくは埋め込まれ（以後単に「印刷した」という）てなり、もしくは当該バーコード部分が着脱自在になり他の適宜なものに貼付できるようになった、特典供与付振込用紙が送付され、

（２）当該特典供与付振込用紙がもしくは他に貼付された当該バーコード部分が当該特定代金決済業者へ提示された際には、当該特定代金決済業者からの特典が、当該支払人に対して当該特定代金決済業者のバーコードリーダーでの電子的処理後に直接、もしくは当該支払人の携帯端末もしくは当該支払人のコンピューターへ供与され

（３）当該特定代金決済業者から当該販売者に対して、謝礼が当該特定代金決済業者のコンピューター経由で当該販売者のコンピューターを経由してもしくは銀行振込等により支払われる、

ことを特徴とする、請求項１および請求項２に記載の特典供与付代金決済システムならびに当該システムで使用する特典供与付振込用紙。

【請求項４】

前記特典供与付振込用紙は、前記広告・特典供与文言と前記特定代金決済業者専用バーコードと特定代金決済業者専用欄表示部からなる特定代金決済業者専用部分と前記従来のご通用振込用紙部分とが一枚の用紙に印刷されてなる、

ことを特徴とする、請求項１から請求項３に記載の特典供与付代金決済システムならびに当該システムで使用する特典供与付振込用紙。

【請求項５】

前記特典供与付振込用紙は、前記特定代金決済業者専用部分と前記従来のご通用振込用紙部分とが切り離され、当該特定代金決済業者専用部分が当該従来のご通用振込用紙部分の適宜な場所に添付されてなる、

ことを特徴とする、請求項１から請求項３に記載の特典供与付代金決済システムならびに当該システムで使用する特典供与付振込用紙。

【請求項６】

前記特典供与付振込用紙は、前記特定代金決済業者専用部分と前記従来のご通用振込用紙部分とが切り離され、前記特定代金決済業者専用部分が当該物品等の配送物の適宜な場所に添付、もしくは当該従来のご通用振込用紙部分を封入した封筒に同封されて、もしくは当該従来のご通用振込用紙部分を封入した封筒に印刷されて送達される、

ことを特徴とする、請求項１から請求項３に記載の特典供与付代金決済システムならびに当該システムで使用する特典供与付振込用紙。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【０００１】

本発明は、通販等で物品や情報等の販売や購入後（以後「物品等の販売」または「物品等の購入」という）の販売・購入代金の決済のための特典供与付代金決済システムならびに当該システムで使用する特典供与付振込用紙に関するものである。

【背景技術】

【０００２】

電話等従来の伝達手段を経由してあるいはWEB上での電子的手段を経由して物品等の購入が決定すると、販売者は代金の支払方法と当該販売者が提携した取扱業者（以後「代金支払取扱業者」という）を提示して、その中から選択（決定）するように購入者すなわち支払人（以後「支払人」という）に要請していた。

10

20

30

40

50

購入代金の支払方法として以下の3つの中から選択するように要請し、それぞれの支払方法毎に代金支払取扱業者を決めているのが一般的である。(郵便局は一つしかないが)

- 1、 代金引換(代引き)・・・一般的には配送業者、
 - 2、 クレジットカード・・・クレジットカード払いともいい、提携カード会社、
 - 3、 振込・・・・・・・・・・・・・・・・提携したコンビニエンスストア・銀行・郵便局
- なお、コンビニエンスストアを以後「コンビニ」という。

ところで支払人は提示された支払方法と代金支払取扱業者を選択して購入代金の支払をおこなうのであるが、従来、この選択は支払人の恣意的なものに任されており、販売者や代金支払取扱業者から特定の「自社」すなわち特定代金決済業者を選択するように要請するような方法はとられておらず、通販等の代金の支払方法において支払人・販売者・特定代金決済業者の三者がそれぞれにメリットを享受するようにシステム化されたものはなかった。

【0003】

【特許文献1】本件に関する特許の先行技術文献は見当たらない。

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

本発明は、上記のような欠点を改善し、以下の方法により三者ともにメリットを享受し得る特典供与付代金決済システムならびに当該システムで使用する特典供与付振込用紙を提供するものである。

本稿で使用する用語を次のように定めておきたい。

(1) 販売者1:

販売者1とは物品や情報等の販売者や授業料等のサービス等の販売者を言う。

(2) 物品等:

販売される物品や情報、サービス等を「物品等」とよぶことにする。

(3) 支払人2:

前記物品等の購入者を言う。

(4) 支払方法:

販売者1が提示する物品等の購入代金の支払い方法のことで、(イ)配送業者等による代金引換払い(以後「代引き」という)、(2)郵便局・銀行・コンビニ等での振込による支払(以後「振込」という)、(3)クレジットカードによる支払(以後「カード払い」という)が一般的である。

(5) 代金支払取扱業者43:

販売者1が提示する支払方法に関し、販売者1が提携した代引き業者やカード会社や銀行や日本郵政公社(以後「郵便局」という)やコンビニ等を代金支払取扱業者43という。

(6) 特定代金決済業者3:

代金支払取扱業者43の中で販売者1と特別の契約により、支払人2がいくつかの代金支払取扱業者の中から「当社」を選択するように勧誘するための広告の掲載を認められ、選択した支払人に対して所与の特典(サービス)を供与する者。

(7) 謝礼:

特定代金決済業者3が、販売者1へ支払う上記広告等の掲載の許可に対する対価。

(8) 特典(サービス):

支払人2により選択された特定代金決済業者3が、「自社」で支払いをおこなう等の一定の条件を満たした支払人2に対して供与する特定代金決済業者3が定めた特典。

(7) 取扱手数料6:

特定代金決済業者3を含めて代金支払取扱業者43が、物品等の購入代金の決済の取扱により販売者1に請求する手数料を言う。

(8) 従来共通使用振込用紙35もしくは従来共通使用振込用紙部分35

郵便局・銀行・コンビニ各社共通して取扱うことが出来るように仕様された振込用紙のことをいう。あるいは当該従来共通使用振込用紙全体を「従来共通使用振込用紙部分3

10

20

30

40

50

5」という。

【課題を解決するための手段】

【0005】

本発明は、上記のような欠点を改善し、以下の方法により三者ともにメリットを享受し得る特典供与付代金決済システムならびに当該システムで使用する特典供与付振込用紙を提供するものである。まず概要を述べる。

本発明は、物品等の購入代金の支払に際して、販売方法や代金支払取扱業者43を選択することが支払人2の意思に任されており、販売者1側からもしくは代金支払取扱業者43側からの要請がない点に注目し、支払人2が支払方法や代金支払取扱業者43を選択する時点で、「当社での支払いを」という勧誘をおこない、その結果「当社」が選択されたら、支払人2に何らかのサービス(特典)を供与し、販売者1に対しても「当社」の広告を掲載させてもらったことに対する謝礼を支払うことを、電子的方法で行おうとするものである。

ここで「当社」が選択される方法は下記のように5つのケースがある。

1：販売と購入(以後「発注」という)が、WEB画面上で行われるが、その際支払方法とともに、それぞれの支払方法に対応した特定代金決済業者3の広告と特典供与文言(以後「広告・特典供与文言」という)が表示され、支払人2に特定代金決済業者3の選択を要請するケースである。

図3でいえば、「広告・特典供与文言30」欄に、例えば代引きなら、A(一般的には配送業者)をお選びください、とか振込みなら、B銀行を、もしくはCコンビニを、もしくは郵便局をお選びください、とか

カードなら、Dカードをお選びください、

(広告の後に供与する特典を表示する)

と表示して選択を求める。これは請求項1の(1)の例である。

2：販売と発注が、WEB画面上で行われるが、その際選択された支払方法ごとに、特定代金決済業者3の広告・特典供与文言が表示され、支払人2に特定代金決済業者3の選択を要請するケースである。

図3でいえば「広告・特典供与文言30」欄に、例えば

代引きが選択されたら、代引きなら是非Aにお任せください、とか

振込が選択されたら、振込みなら是非Cコンビニにお任せください、とか

振込みなら是非B銀行をご利用ください、等々

(広告の後に供与する特典を表示する)

これは請求項1の(2)の例である。

3：上記表示にかえて、販売者側の電話等のオペレーターが上記1もしくは2を口頭で支払人2に伝え、選択を要請する。

これは請求項2の(1)もしくは(2)の例である。

4：発注がWEB画面上でもしくは電話等でなされ、支払方法のうち振込が選択されるものの、振込用紙を支払人2へ郵送等で送達することが選択されると、

当該振込用紙に特定代金決済業者3の広告・特典供与文言30等が印刷された特典供与付振込用紙4が送達され等の方法で、当該特定代金決済業者3での振込みを要請するケースである。

これは請求項3から請求項6の例である。

特定代金決済業者3が選択されるケースは上記のとおりである。以下においてはこの選択過程は省略して、特定代金決済業者3が選択されたことを前提に論を進めることにする。

関係者のメリット等は以下のようなになる。

(1) 特定代金決済業者3は

イ：代引きの場合は、ハンディー端末等に特典情報を入力しておき、支払人2の面前で例えば配送手数料の減免を行う、もしくは支払人2の携帯端末16もしくはコンピューター

10

20

30

40

50

15へ特別ポイントを供与するなどの特典を供与する。一方取扱手数料の増加が図れる。
ロ：カード会社や銀行や郵便局は自社のコンピューターを介して支払人2の携帯端末16
もしくはコンピューター15へ特別ポイントの供与等の特典を供与する。一方取扱手数料
の増加が図れる。

ハ：コンビニのように特定代金決済業者3が物品等の販売を行いうる場合には、支払人2
が振込みと同時に当該特定代金決済業者3で物品等の購入を行った場合に、物品等の購入
代金の割引等の特典を供与してもよい。このことにより取扱手数料の増収とともに物品等
の売上増加による収益の拡大が図り得る。

なお、特定代金決済業者3は本特典供与を協賛者23と合同で行ってもよいが、以後
においては説明を省略する。

10

(2) 支払人2は
各種の特典を享受できる。

(3) 販売者1は
広告掲載の許可に対する謝礼収入を得ることができる。例えば学校等は授業料振込
用紙の送付に際し、上記謝礼収入があるため郵送費の減少というメリットが得られる。

【0006】

図1は本発明の関係者の関与状況を示した図である。本発明の特典供与付支払方法選択シ
ステムと特典供与付代金決済方法の流れについて述べることにしたい。なお、各項目の最後
の「・・・」のあとの番号は図1の符号番号である。

(1) 特定代金決済業者3は販売者に1に対して、物品等の支払代金を「自社」でおこな
うように勧誘することと、「自社」で支払がおこなわれた場合には当該支払人2に特典を
供与する旨の広告と特典供与文言(以後「広告・特典供与文言」という)とがWEB上に
掲載されること、もしくは口頭で支払人へ伝達されることの許諾を電子的方法もしくは文
書等従来の方法で求める・・・・・・図1の24

20

(2) 当該販売者1は上記(1)の申し出に対して電子的方法もしくは文書等従来の方法
で許可を与える・・・・・・(特に図示せず)

(3) 当該特定代金決済業者3は当該販売者1に対して広告等の掲載の謝礼を、取引一件
ごとにもしくは、まとめて事前にもしくは事後に両者が合意した金額を支払う・
・・・・・・図1の13

(4) 当該支払人2は当該特定代金決済業者3で物品等の購入と支払をおこなう
・・・・・・図1の7

30

(5) 当該特定代金決済業者3は当該支払人2へ特典を供与する・・・・・・図1の28

(6) 当該特定代金決済業者3は本キャンペーンを協賛者23へ共同で開催することを依
頼する・・・・・・図1の33

(7) 当該協賛者23は上記申し出を了解・・・・・・図1の25

(8) 当該特定代金決済業者3は当該協賛者23へ費用負担や収益の配分を行う・
・・・・・・図1の33

【0007】

次に本発明の特典供与付支払方法選択システムと特典供与付代金決済方法の電子的処
理について、図2を参照しつつ述べてゆきたい。なお、各項目の最後の「・・・」のあと
の番号は図2の符号番号である。

40

(1) 支払人2は電子的方法もしくは電話等で発注を行う・・・・・・22・21

(2) 販売者1は電子的方法もしくは電話等で支払方法や特定代金決済業者3の選択を
依頼・・・・・・12

(3) 販売者1は支払人2の要請で振込に伴う特典供与振込用紙4を配送・・・・4・5

(4) 代引き業者は支払人2に支払いを求める・・・・・・39

(5) 支払人2は特典供与振込用紙4で振込を実施・・・・・・40

(6) 支払人2はWEB上で支払いを行う・・・・・・41

(7) 特定代金決済業者3は上記(4)(5)(6)のそれぞれの支払いに対し

イ：支払人2に直接特典を供与・・・・・・9

50

- 口：支払人2の携帯端末16へ特典供与情報を送信・・・・・・・・・・10
 八：支払人2のコンピューター15へ特典供与情報を送信・・・・・・・・・・11
 (8) 特定代金決済業者3は販売者1へ支払取扱情報を連絡・・・・・・・・・・13
 (9) 特定代金決済業者3は販売者1へ謝礼を支払う・・・・・・・・・・13
 (10) 販売者1は特定代金決済業者3へ取扱手数料を支払う・・・・・・・・・・6
【0008】

電子的方法でコンビニでの振込が選択される場合について述べる。

図3に示すような「お買上げ商品とお客様情報・お支払い方法」が表示され、

- (1) コンビニでの振込みを選択し
 (2) 住所・氏名・メールアドレス等の「お客様情報」を入力すると
 (3) 支払人2の届け出たメールアドレスへ特定代金決済業者3から、取扱番号・有効期限等の支払方法に関する情報が送られるので、当該支払人2は当該特定代金決済業者3の店頭にある機械に上記情報を入力すると、
 (4) 図4に示すような例えば当該特定代金決済業者3の広告・特典供与文言30と当該特定代金決済業者専用バーコード29が印刷された「WEB支払・振込票」が打ち出されるので、当該支払人2は物品等の買物を行い、当該「WEB支払・振込票」を当該特定代金決済業者3の支払窓口へ提示すると、特典を享受できるのである。

【0009】

次は、請求項3に関連して述べる

支払方法に関しWEB上であれ店頭であれ、振込が選択されかつ当該振込に際して振込用紙を送達する方法が選択された場合の特典供与付振込用紙4の構成について述べる。

図5は従来の共通使用振込用紙35の一例である。郵便局やどの銀行においても使用可能であり、共通バーコード36等を介して処理するので、どのコンビニにおいてもまた振込の処理が可能となるようになっている。

図6に示すように特典供与付振込用紙4は、当該従来の共通使用振込用紙35の適宜な場所、たとえば「cvs収納用」欄等適宜な場所に支払人2に対し当該振込を特定代金決済業者3で行うように要請し、当該振込みと同時に当該特定代金決済業者3にて物品等を購入すれば当該購入金額について割引をおこなうなどの特典を供与する等の当該特定代金決済業者3の広告・特典供与文言30を印刷または印字（以後印刷という）し、後述する電子的処理のため、「払込受領書 コンビニエンスストア支払用」の下欄等適宜な場所に当該特定代金決済業者専用バーコードA29を印刷してなる、構成になっている。もしくは当該バーコード部分が着脱自在になり他の適宜なものに貼付できるようになった、構成になっている。

当該特定代金決済業者3の提示する条件をクリアーし、当該特典供与付振込用紙4を介し振込みをおこなうと、当該特定代金決済業者3の電子的処理が完了した後に特典が当該支払人2へ直接もしくは当該支払人2の携帯端末16もしくはコンピューター15へ供与される。

もしくは、当該バーコード部分を剥がし、例えば携帯電話機等に貼りつけ、当該携帯電話機に貼ったバーコードを提示された際には、当該バーコードをバーコードリーダー等で読み取ることにより、所定の特典を供与する。特典の供与が振込時のみならず、以後においても有効となる。

【0010】

請求項4に記載の特典供与付振込用紙4は図7に示すように、特定代金決済業者専用部分33と前記従来の共通使用振込用紙部分35とが一枚の用紙に印刷されて特典供与付振込用紙4となっていることを特徴としている。特典供与の具体的方法は上記(0009)に記載のとおりである。

なお当該特定代金決済業者専用部分33は、前記広告・特典供与文言30と前記特定代金決済業者専用バーコード29と特定代金決済業者専用使用欄であることを表示した特定代金決済業者専用使用欄表示部35とからなっている。

【0011】

10

20

30

40

50

請求項 5 に記載の特典供与付振込用紙 4 の構成は以下のようになっている。

図 8 は特定代金決済業者専用部分 3 3 の一例を示した図である。当該特定代金決済業者専用部分 3 3 の裏面には粘着剤を塗布しておく。

図 9 に示すように、前記従来の共通使用振込用紙部分 3 5 の適宜な場所に前記特定代金決済業者専用部分 3 3 を着脱自在に貼付する特定代金決済業者専用部分粘着場所 3 7 を設け、図 10 に示すように当該特定代金決済業者専用部分粘着場所 3 7 に当該特定代金決済業者専用部分 3 3 を着脱自在に貼付して当該特典供与付振込用紙 4 となることを特徴とする。なお当該特定代金決済業者専用部分 3 3 は当該特定代金決済業者専用部分粘着場所 3 7 とは別の適宜な場所に添付してもよい。特典供与の具体的方法は上記(0009)に記載のとおりである。

当該特典供与付振込用紙 4 は振込みが当該特定代金決済業者 3 以外で行われる場合、または当該特定代金決済業者 3 で振込みをおこなうが当該特定代金決済業者専用部分 3 3 が提示されない場合は、特典の供与はおこなわれない。

【0012】

請求項 6 に記載の特典供与付振込用紙 4 の構成は以下のようになっている。

上記(0011)同様に前記特定代金決済業者専用部分 3 3 と前記従来 of 共通使用振込用紙部分 3 5 は別々に分離されており、当該従来 of 共通使用振込用紙部分 3 5 と当該特定代金決済業者専用部分 3 3 は配送された物品等に同封され、もしくは納品書や当該従来 of 共通使用振込用紙 3 5 を入れた封筒 4 5 に同封され、もしくは当該郵送された物品等の適宜な場所に添付され、もしくは図 11 に示すように当該封筒 4 5 の表面に印刷されてなることを特徴とする。特典供与の具体的方法は上記(0009)に記載のとおりである。

【発明の効果】

【0013】

通販等での物品や情報の販売において、購入者は提示された決済方法と取扱者を選択するのであるが、従来、この選択は購入者の恣意的なものに任されており、販売者や取扱者、特に取扱者側から「自社」を選択するように要請するような方法はとられておらず、通販等の代金の決済方法において購入者・販売者・特定代金決済業者の三者がそれぞれにメリット(特典)を享受するようにシステム化されたものはなかった。

上記(0005)から(0012)で述べてきたように、例えば販売者が発行する振込用紙に「当社」で振込を行うように要請した文言と特典付与文言を当該振込用紙に印刷等をするとする本発明の実施により、

(1) 代金支払取扱業者 3 は、謝礼等の費用がかかるものの、振込取扱量の増加により販売者 1 より徴収する振込取扱手数料収入の増加とコンビニのように物販をも行い得る場合には、物販の売上による収益の増加も期待できる、

(2) 販売者 1 は、代金支払取扱業者 3 からの謝礼収入があり、これは振込用紙の郵送費の減少とも解することができコストダウンになる、

(3) 支払人 2 は、当然に支払わなければならない振込等の決済に際して、特別の特典を代金支払取扱業者 3 から得ることが出来る、

といふように、関係者が全員メリットを享受できる、という効果がある。

さらに(0009)で述べたバーコード剥離方式により、特定振込取扱業者 3 への来店の可能性は従来以上にたかまる、という効果もある。

【発明を実施するための最良の形態】

【0014】

本発明の実施方法に関しては、特定代金決済業者 3 の選択方法と支払方法として振込が選択された場合の特定代金決済業者の選択方法がポイントになる。この特定代金決済業者 3 の選択のさせ方によって実施方法に若干の相違が生じるので、特定代金決済業者 3 の選択過程を中心に述べていきたい。

なお、支払人 2 が選択した特定代金決済業者 3 を介して支払を完了した後の特典の供与方法等は上記(0006)から(0012)に詳述しているのでここでは省略する。

【実施例 1】

【 0 0 1 5 】

(W E B 画面上での選択)

W E B 上の支払方法選択画面において、販売者 1 が提示した支払方法毎に特定代金決済業者 3 の広告・特典供与文言 3 0 が一覧状に表示されて、支払方法と特定代金決済業者 3 の選択を要請するケースである。

【 実施例 2 】

【 0 0 1 6 】

(W E B 画面上での選択)

W E B 上の支払方法選択画面において、販売者 1 が提示した支払方法の中から支払人 2 が特定の支払方法を選択すると、当該支払方法に対応した特定代金決済業者 3 の広告・特典供与文言が表示され、当該特定代金決済業者 3 の選択を要請するケースである。

10

【 実施例 3 】

【 0 0 1 7 】

(口頭での選択)

発注が電話等でおこなわれ、販売者 1 の対応者 (オペレーター) が口頭で各種の支払方法とそれに対応した特定代金決済業者 3 を支払人 2 に提示し、選択を要請した後、当該支払人 2 が選択した支払方法と特定代金決済業者 3 の選択処置を販売者 1 が当該販売者 1 のコンピューター等で電子的に処理することと特定代金決済業者 3 が選択されるケースである。

【 実施例 4 】

20

【 0 0 1 8 】

(口頭での選択)

発注が電話等でおこなわれ、販売者 1 の対応者 (オペレーター) が口頭で支払方法の選択を支払人 2 に求め、さらに当該支払方法に対応した特定代金決済業者 3 の選択を求め、当該支払人 2 が選択した特定代金決済業者の選択処理等を販売者 1 が当該販売者 1 のコンピューター等で電子的に処理することと特定代金決済業者が選択されるケースである。

【 実施例 5 】

【 0 0 1 9 】

(振込用紙到着後振込方式 1)

電子的方法でもしくは電話等で発注がおこなわれ、さらに支払方法として振込が選択されるものの、当該振込にかかる特典供与付振込用紙 4 は郵送等の伝統的方法で支払人 2 へ送達された後、振込 (支払) が行われるものの特典の供与等は電子的に処理される場合である。このケースを「到着後振込方式」ということにする。

30

実施例 5 の振込用紙到着後振込方式 1 は、振込用紙として図 5 に示すような従来の共通振込用紙 3 5 の適宜な場所に特定代金決済業者 3 の広告・特典供与文言 3 0 等を印刷した、図 6 に示すような特典供与付振込用紙 4 を支払人 2 に郵送等の伝統的方法で送達し、特定代金決済業者 3 が選択されるケースである。

【 実施例 6 】

【 0 0 2 0 】

(振込用紙到着後振込方式 2)

実施例 6 の振込用紙到着後振込方式 2 は、振込用紙として図 5 に示すような従来の共通振込用紙 3 5 の例えば左側に特定代金決済業者 3 の広告・特典供与文言 3 0 等を印刷した特定代金決済業者専用部分 3 3 を並べて印刷した図 7 に示すような特典供与付振込用紙 4 を支払人 2 に郵送等の伝統的方法で送達し、特定代金決済業者 3 が選択されるケースである。

40

【 実施例 7 】

【 0 0 2 1 】

(振込用紙到着後振込方式 3)

実施例 7 の振込用紙到着後振込方式 3 は、特定代金決済業者 3 の広告・特典供与文言 3 0 等を印刷した図 8 に示すような特定代金決済業者専用部分 3 3 を独立して印刷し、当該

50

特定代金決済業者専用部分 3 3 を図 1 0 に示すように従来の共通振込用紙 3 5 の適宜な場所に着脱自在に添付した特典供与付振込用紙 4 を支払人 2 に郵送等の伝統的方法で送達し、添付された特定代金決済業者専用部分 3 3 が提示されることにより、特定代金決済業者 3 が選択されるケースである。

【実施例 8】

【0022】

(実施例 8：振込用紙到着後振込方式 4)

実施例 8 の振込用紙到着後振込方式 4 は、当該従来共通使用振込用紙部分 3 5 と当該特定代金決済業者専用部分 3 3 は配送された物品等に同封され、もしくは納品書や当該従来共通使用振込用紙 3 5 を入れた封筒 4 5 に同封され、もしくは当該郵送された物品等の適宜な場所に添付され、もしくは図 1 1 に示すように当該封筒 4 5 の表面に印刷されてなることを特徴とする。

10

【実施例 9】

【0023】

(実施例 9 パーコード剥離方式：)

図は省略するが、当該パーコード部分を着脱自在にしておく、つまり例えばシール状にして当該シールを剥がし自分の携帯電話機の裏面等に貼り、振込が済んだ後も携帯電話機に張った当該パーコードを提示することにより所与の特典を供与し、供与される方式である。

【実施例 10】

20

【0024】

(協賛者との共同実施)

特定代金決済業者 3 は本発明の方法を協賛者 2 3 と共同でおこなうことも可能である。共同実施の関係者は特定代金決済業者 3 と協賛者 2 3 であり、その場合は特典供与方法・費用負担・収益の分配方法等に関する特定代金決済業者 3 と協賛者 2 3 で取極めればよいのでここでは説明を省略する。

【産業上の利用可能性】

【0025】

上述したように本発明は、特典供与文言を何処にどのように配置するかにより実施方法は変わってくるものの、基本的には当該振込を自社へ持ち込むように誘導することが目的であり、本発明の実施に何等支障となるものはない。

30

【図面の簡単な説明】

【0026】

【図 1】関係者の関与状況を示す図

【図 2】決済関係の処理状況の伝達システムを示すシステム図

【図 3】WEB 上での支払方法を選択する画面

【図 4】WEB 上でコンビニ決済を選択した場合のコンビニ店頭での支払・振込票

【図 5】従来共通使用振込用紙

【図 6】従来共通使用振込用紙に S 社の振込要請・特典供与文言等を印刷した特典供与付振込用紙

40

【図 7】特定代金決済業者専用部分を従来共通使用振込用紙部分の左側に設けた特典供与付振込用紙

【図 8】特定代金決済業者専用部分

【図 9】従来共通使用振込用紙部分の左側に特定代金決済業者専用部分を粘着させる場所を示す図

【図 10】従来共通使用振込用紙部分の左側に特定代金決済業者専用部分を粘着させた状況を示す図

【図 11】特典供与文言を印刷した封筒の平面図

【符号の説明】

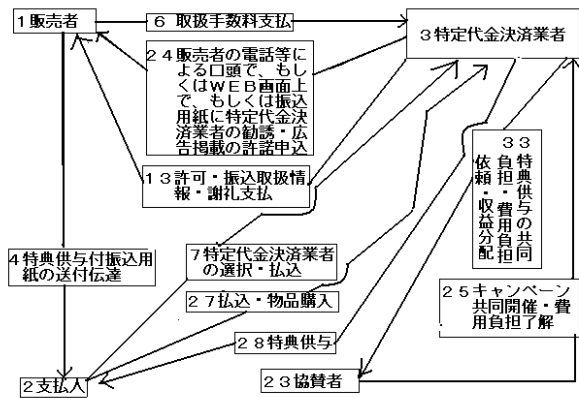
【0027】

50

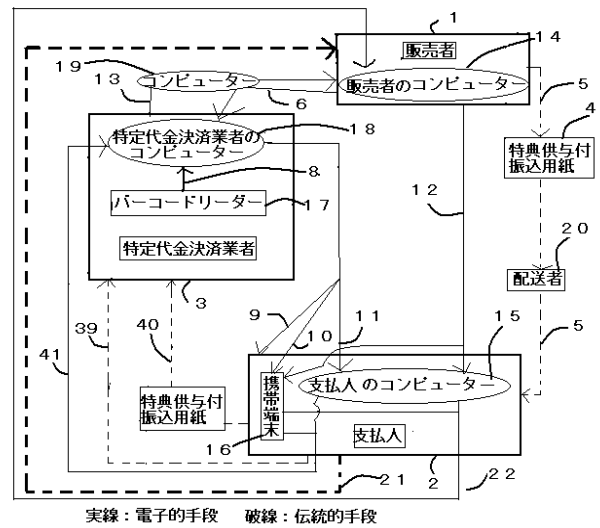
1	販売者	
2	支払人	
3	特定代金決済業者もしくはサービス提供者もしくは特定代金決済業者兼サービス提供者	
4	特典供与付振込用紙もしくは特典供与付振込用紙の送達	
5	郵送等従来型伝達手段	
6	取扱手数料支払	
7	特定代金決済業者の選択・払込	
8	特典供与の情報送信	10
9	支払人への特典の直接供与	
10	支払人の携帯端末等へ特典供与情報送信	
11	支払人のコンピューターへ特典供与情報送信	
12	電子的方法もしくは口頭による支払方法・特定代金決済業者の選択依頼	
13	許可・振込取扱情報・謝礼支払	
14	販売者のコンピューター	
15	支払人のコンピューター	
16	支払人の携帯端末	
17	バーコードリーダー	20
18	特定代金決済業者のコンピューター	
19	コンピューター	
20	配送者	
21	電話等従来型伝達手段による発注	
22	コンピューター・携帯端末等の電子的伝達手段による発注	
23	協賛会社	
24	販売者の電話等による口頭で、もしくはWEB画面上で、もしくは振込用紙に特定代金決済業者の勧誘・広告掲載の許諾申込	
25	キャンペーン共同開催・費用負担了解	30
26	WEB支払・振込票	
27	払込・物品購入	
28	特典供与	
29	特定代金決済業者専用バーコード	
30	広告・特典供与文言もしくは特典供与文言	
31	選択ボタン	
32	特典供与の共同実施・費用負担	
33	特定代金決済業者専用部分	40
34	特定代金決済業者専用欄表示部	
35	従来共通使用振込用紙または従来共通使用振込用紙部分	
36	共通バーコード	
37	特定代金決済業者専用部分粘着場所	
38	支払方法選択欄	
39	代引き	
40	特典供与付振込用紙による銀行・郵便局・コンビニでの振込	
41	WEB上でのクレジットカード払い・銀行・郵便局振込	
42	受付番号・申込番号	50

- 4 3 代金支払取扱業者
- 4 4 口頭による支払方法・特定代金決済業者の選択依頼
- 4 5 封筒

【 図 1 】



【 図 2 】



【 図 3 】

お買上げ商品とお客様情報・お支払い方法
お顔上げ商品： 商品名 単価 (税込)
○○○ ××××円

お客様情報入力
氏 名： △△△△
メールアドレス：
住 所：
お支払い方法：各お支払い方法をクリックし、
お支払い先を選択してください。

代引き 振込 クレジットカード

クレジットカードの場合は下記項目を入力してください。
カード番号：
有効期限：
お支払い方法：一括払い 分割払い(回)
分割払いの場合は支払い回数を
入力してください。

3 8 支払方法選択欄

3 0 広告・特典供与文言

【 図 4 】

WEB支払・振込票
お申込みありがとうございます。本画面レジまでお持ちになり代金を
お支払ください。
(有効期限： まで)

商品代金 ××××円
店舗 店舗名
住所
お申込番号
受付番号

収印印

29 特定代金決済業者専用バーコード

3 0 広告・特典供与文言

【 図 7 】

4 特典供与用紙

3 3 特定代金決済業者専用部分

3 5 従来の共通使用用紙用紙部分

3 4 特定代金決済業者専用バーコード

3 6 共通バーコード

2 9 特定代金決済業者専用バーコード

【 図 5 】

3 5 従来の共通使用用紙用紙部分

3 6 共通バーコード

【 図 6 】

4 特典供与用紙

3 5 従来の共通使用用紙用紙部分

3 6 共通バーコード

3 0 広告・特典供与文言

2 9 特定代金決済業者専用バーコード

【 図 8 】

3 3 特定代金決済業者専用部分

3 0 広告・特典供与文言

2 9 特定代金決済業者専用バーコード

3 4 特定代金決済業者専用欄表示部

【 図 9 】

3 7 特定代金決済業者専用部分粘着箇所

3 5 従来の共通使用用紙用紙部分

3 6 共通バーコード

【 図 1 0 】

3 3 特定代金決済業者専用部分

3 6 従来の共通使用用紙用紙部分

3 4 特定代金決済業者専用欄表示部

3 0 広告・特典供与文言

2 9 特定代金決済業者専用バーコード

【 図 1 1 】

